

「公印省略」



福岡医発第 1296 号 (地)

29 障 第 2326 号

平成 29 年 8 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

公益社団法人福岡県医師会長
福岡県福祉労働部障がい福祉課長
(自 立 支 援 係)

障害支援区分に係る福岡県主治医研修の開催について (ご案内)

平成 25 年度までは、障がいのある方が障がい福祉サービスを利用する際には、主治医が記載する医師意見書に基づき、市町村において「障害程度区分」の認定が行われてきたところですが、障害者総合支援法の段階的施行により、平成 26 年 4 月から「障害程度区分」が「障害支援区分」へと改められました。本改正に伴い、障害支援区分の認定の際に必要な「医師意見書」の記載内容・方法も変わりました。

今般、福岡県からの委託により、客観的かつ公平・公正な障害支援区分認定に重要な役割を果たす医師意見書の記載内容の精度向上を図ることを目的として、標記研修会を別紙 1 のとおり開催することといたしました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、出席者につきましては、貴会にて別紙 2 におとりまとめの上、**平成 29 年 8 月 28 日 (月) までに**本会地域医療課宛メール (fpma-chiiki@fukuoka.med.or.jp)にて送付いただきますようお願い申し上げます。

【会員の皆様へ注意事項】

- 制度の適正な運営のため、可能な限り本研修にご参加いただきますようお願いいたします。
- 本通知は、(公社)福岡県医師会及び県障がい福祉課から重複して届く可能性があります、御容赦ください。双方から通知があった場合は、医師会経由でお申込みいただきますようお願いいたします。
- ご来場の際は、公共交通機関又は近隣の民間駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。

【お知らせ】障害福祉サービス等の対象となる難病が 358 に拡大されました

平成 29 年 4 月 1 日から、厚生労働省告示の改正に伴い、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となる難病が、332 種類から 358 種類に拡大されました。詳細については、県ホームページにてご確認ください。

福岡県ホームページURL <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

掲載場所：

[トップページ](#)>[健康・福祉](#)>[障がい福祉](#)>[障がい福祉](#)>[障害者総合支援法の対象となる難病について](#)

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 古川哲也
会長 白石恒明

上記研修会出席ご希望の方は、別紙にて8月24日までに当医師会事務局へお申し込みください。

平成 29 年度障害支援区分に係る福岡県主治医研修

【福岡ブロック】

△と き 平成 29 年 9 月 6 日（水） 19 : 00

△ところ 福岡県医師会館 5 階研修室

【北九州ブロック】

△と き 平成 29 年 9 月 20 日（水） 19 : 00

△ところ 小倉医師会館 5 階講堂

1. 開 会

2. 講 演

『障害支援区分の基本的考え方』

『障害支援区分認定における医師意見書の役割』

『難病患者等に対する障害支援区分の認定について』

福岡県福祉労働部障がい福祉課自立支援係

『障害者総合支援法における医師意見書について』

福岡県医師会専務理事 瀬 戸 裕 司

福岡県医師会常任理事 原 祐 一

3. 閉 会

小郡三井医師会宛(締切8月24日(木))

FAX73-1559

平成29年度障害支援区分に係る福岡県主治医研修

△と き 平成29年9月6日(水) 19:00～20:30

△ところ 福岡県医師会館 5階研修室

	氏名	医療機関名	職種
1			
2			
3			
4			
5			